

第6章 都市計画と環境影響評価（法アセス、条例アセス）

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業の内容を決めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。

（1）環境影響評価法と鳥取県環境影響評価条例

環境影響評価法は、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業の許認可等に反映させることにより、環境の保全に十分配慮した事業が実施されることを目的として平成11年6月12日に施行された。

併せて、県では同日付で鳥取県環境影響評価条例を施行し、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）の対象外であっても、鳥取県の環境にとって影響の大きいと考えられる事業や特別地域内（国立公園等）で行われる一定規模以上の事業を対象とした鳥取県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（条例アセス）の手続きを定めている。

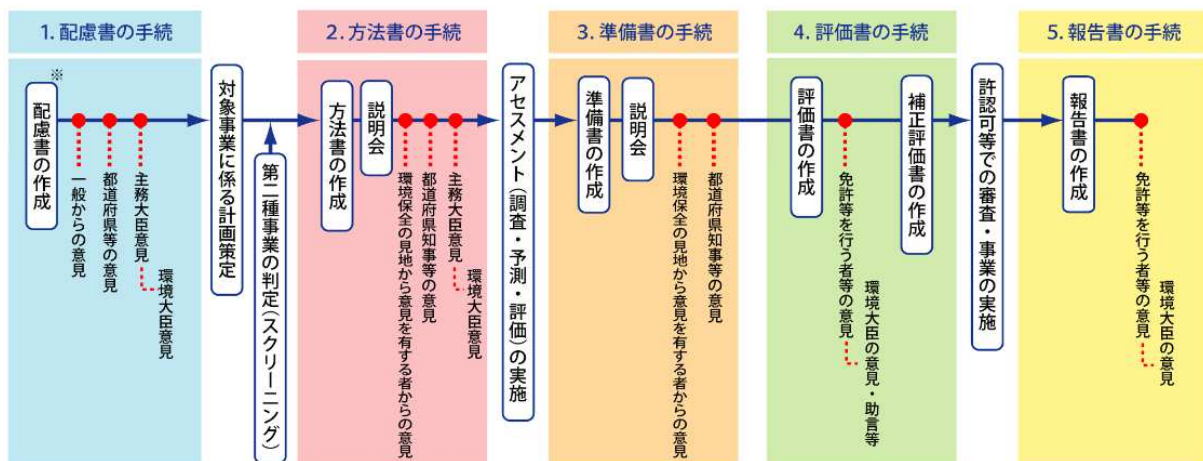
（2）鳥取県環境影響評価条例等の改正（太陽光発電の追加等）

近年、大規模な太陽光発電所の設置に伴う土砂流出や、濁水発生、景観への影響、自然環境の悪化などの問題が全国で生じていることから、環境影響評価法施行令が改正され、4万キロワット（面積100ヘクタール相当）以上の太陽光発電所が環境影響評価法の手続き対象事業に追加された。（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行）

これを受けて、県は、法対象規模よりも小規模の太陽光発電所を環境影響評価の対象事業とする鳥取県環境影響評価条例等の改正を行った。

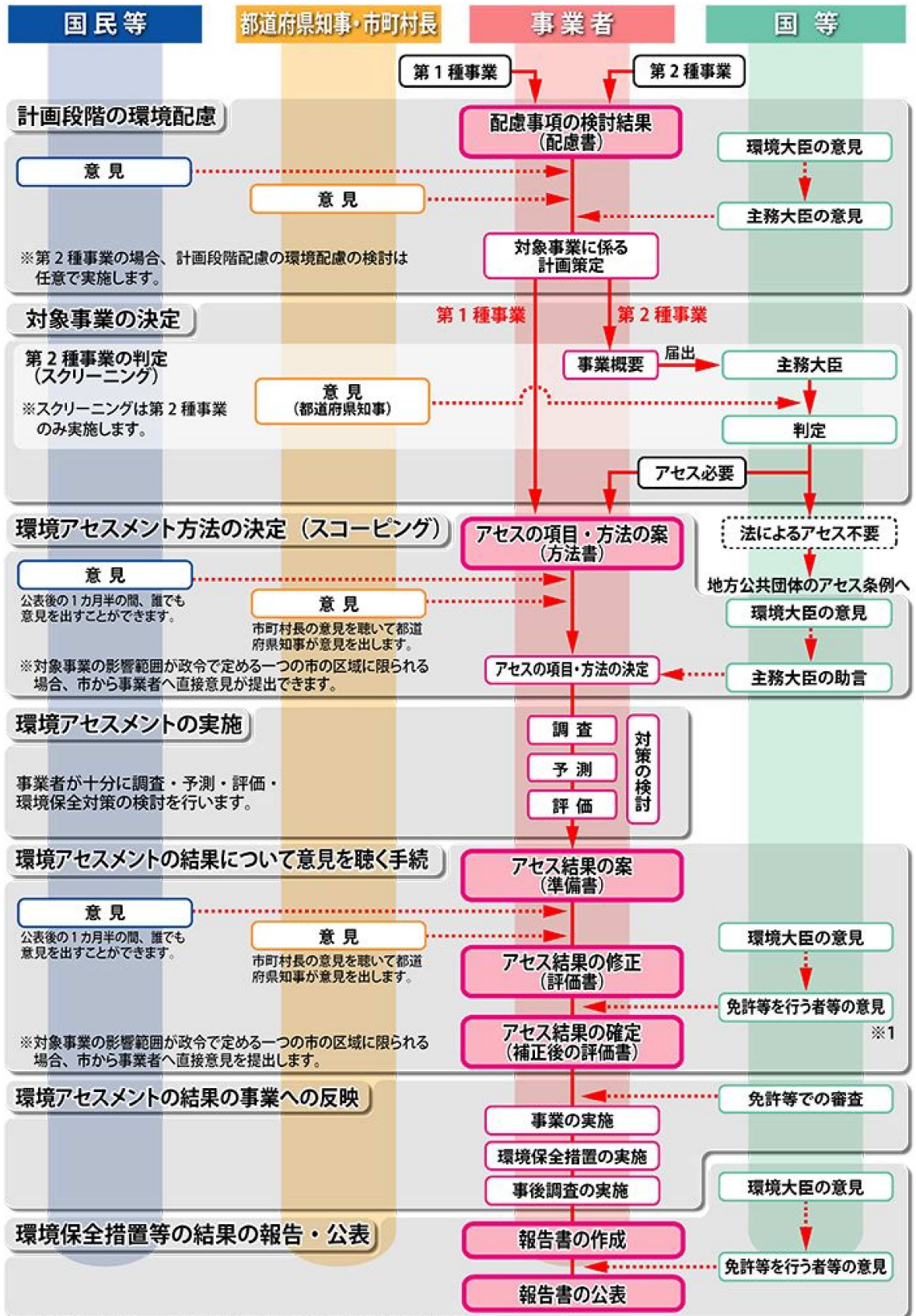
（3）環境アセスメントの手続き

環境アセスメントは、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業者自らが調査・予測・評価を行う。



※配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。

(4) 環境アセスメント手続全体の流れ



※1 「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続きの流れ - - - - - 手続きの関わり

法及び条例における対象事業と規模要件一覧（概要／令和元年10月1日施行（※は令和2年4月1日施行））

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 4車線、10km以上	— 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	幅6.5m、20km以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	幅6.5m、15km以上20km未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上
鉄道	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路)	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所	水力 出力3万kW以上 火力 出力15万kW以上 出力1万kW以上 地熱 出力1万kW以上 原子力 すべて 出力1万kW以上 出力4万kW以上※	2.25万kW以上3万kW未満 11.25万kW以上15万kW未満 7500kW以上1万kW未満 — 7500kW以上1万kW未満 3万kW以上※	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 — 出力1500kW以上 敷地面積20ha以上	2.25万kW以上 11.25万kW以上 7500kW以上 — 1500kW以上 敷地面積10ha以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
流通業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	—	100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス	—	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /日以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /日以上
ゴルフ場又はスキー場	—	—	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	—	—	75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	—	—	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	—	—	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	—	—	明文化	明文化

条例における特別地域の設定状況（概要／令和元年10月1日施行）

事業の種類	すべての事業に共通の地域 (条例による規定)	事業の種類によって対象とする地域(規則による規定)
<ul style="list-style-type: none"> 道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築) 鉄道及び軌道 飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ハマナス自生南限地帯 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 保育所、幼保連携型認定こども園 病院及び患者の収容施設を有する診療所 上記施設の周囲1kmの区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 公有水面の埋立て及び干拓 土地区画整理事業 流通業務団地造成事業 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 	<ul style="list-style-type: none"> 中海湖沼水質保全指定地域等 湖山池水質管理計画の対象地域 東郷池水質管理計画の対象地域 	<ul style="list-style-type: none"> 中海湖沼水質保全指定地域等 湖山池水質管理計画の対象地域 東郷池水質管理計画の対象地域 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域
<ul style="list-style-type: none"> 発電所(水力・火力・地熱) 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 畜産団地造成事業 ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 工場等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 中海湖沼水質保全指定地域等 湖山池水質管理計画の対象地域 東郷池水質管理計画の対象地域 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域 森林法第2条第1項に規定する森林 	<ul style="list-style-type: none"> 中海湖沼水質保全指定地域等 湖山池水質管理計画の対象地域 東郷池水質管理計画の対象地域 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域 森林法第2条第1項に規定する森林 なし
<ul style="list-style-type: none"> 発電所(太陽光) 道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) 発電所(風力) 岩石等採取事業 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域 	<ul style="list-style-type: none"> 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

（5）都市計画決定と環境影響評価の調整

環境影響評価法においては、都市計画に定める都市施設及び市街地開発事業のうち一定規模以上のものについて、都市計画決定に併せて都市計画決定権者が環境影響評価を実施するものとする、都市計画特例の規定が設けられた。（環境影響評価法第38条の6ほか）

県条例においては、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価手続を実施するかどうかはできる規定となっている。（鳥取県環境影響評価条例施行規則第38条）

環境影響評価法

第九章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第38条の6（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）（抜粋）

第一種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び環境影響評価その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

鳥取県環境影響評価条例施行規則

第38条（都市計画に定められる対象事業等の特例）（抜粋）

対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第4条の2から第30条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第41条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者が当該対象事業の事業者に代わって、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

【都市計画決定権者が都市計画と環境影響評価を併せて実施する全体手続き】

